

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和5年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還管理
②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、経済的自立のために必要な資金を無利子又は低利子で貸付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ①貸付申請時の滞納情報の確認 ②貸付決定等通知書の作成 ③資金の交付 ④償還金の請求 ⑤滞納者に対する督促状の作成や滞納管理
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金システムデータベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条第1号、第2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条第1号から第4号まで ○特定個人情報の提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト、第2号から第6号まで、 第44条第1号ト、第2号から第6号まで ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 青少年家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署: 総務部総務課 住所: 島根県松江市殿町1番地 電話: 0852-22-6480
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署: 健康福祉部 青少年家庭課 ひとり親支援グループ 住所: 島根県松江市殿町1番地 電話: 0852-22-6689

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月1日	Ⅱ-1	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	Ⅱ-2	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	I-8	部署:健康福祉部青少年家庭課ひとり親支援グループ 電話:0852-22-6689	部署:総務部総務課 電話:0852-22-6480	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ-1	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ-2	令和2年2月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年2月1日	Ⅳ-5	十分である	提供・移転しない	事後	
令和3年2月1日	Ⅳ-8	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ-1	令和3年2月1日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年2月15日	Ⅱ-2	令和3年2月1日時点	令和4年2月15日時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条第1号、第2号 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト、第2号から第5号まで、 第44条第1号ト、第2号から第5号まで ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	○特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条第1号、第2号 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト、第2号から第5号まで、 第44条第1号ト、第2号から第5号まで ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	
令和5年2月7日	Ⅱ-1	令和4年2月15日時点	令和5年2月7日時点	事後	
令和5年2月7日	Ⅱ-2	令和4年2月15日時点	令和5年2月7日時点	事後	
令和5年2月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条第1号、第2号 ○特定個人情報の提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト、第2号から第5号まで、 第44条第1号ト、第2号から第5号まで ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	○特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号 別表第二の63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条第1号から第4号まで ○特定個人情報の提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト、第2号から第6号まで、 第44条第1号ト、第2号から第6号まで ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	